

プラチナサイバープロテクトプラン利用規約

第1条（本規約の適用等）

1 当社は、当社が別途定める「プラチナ光サービス利用規約」（以下、「基本規約」といいます）第1条第2項記載の個別規約として、この「プラチナサイバープロテクトプラン利用規約」（以下、「本規約」といいます）を定めます。

当社が提供する「プラチナ光サービス」の各種プランのうち、「プラチナサイバープロテクトプラン」（光回線サービス、サイバーセキュリティ補償サービス（その内容は、第2条第1項第（1）号で定義します）および安心端末補償サービス（その内容は、第2条第1項第（2）号で定義します）の3つのサービスを組み合わせて提供するプランであり、以下、「本件プラン」といいます）を選択し、ご契約いただいた場合には、そのご利用に際しては、基本規約だけではなく、本規約にも同意したとみなされ、基本規約および本規約が併せて適用されますので、ご利用いただく前に必ずお読みください。

2 本件プランは、「プラチナ光サービス」のプラン名であり、「プラチナ光サービス」の一種を構成するものになります。したがって、本件プランないし本件プランを構成するサービスの一部であるサイバーセキュリティ補償サービスまたは安心端末補

償サービスのご利用に関し、本規約に定めがない事項は、基本規約で本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスには適用しない旨を明確に謳っている条項を除いては、本件プランの利用者（本規約において、以下、単に「利用者」といいます）は、基本規約のすべての条項にもしたがうものとしします。

3 本規約と基本規約で同一の事項に関する定めを設けている場合において、その規定内容に相違がある場合には、本規約に定める内容が基本規約に定める内容に優先します。

4 本件プランを構成するサービスのうち、サイバーセキュリティ補償サービスの利用に関する保険金の請求またはその支払い等について、本規約または基本規約と本規約第2条第1項第（1）号記載のサイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約に係る保険約款（具体的には、三井住友海上火災保険株式会社が定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」を指します）で同一事項に関する定めを設けている場合において、その規定する内容が異なる場合には、当該保険約款に定める内容が優先します。

(1) 当社は、相当の事由があると判断した場合には、本規約を変更することがあります。この場合、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用条件については、変更後の本規約に定めるところによるものとしします。

(2) 当社は、第(1)号の変更を行う場合、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびに本規約の変更に係る効力発生時期を、当社ホームページ（プラチナ光サービスに係るホームページを指します）への掲載その他の適切な方法により利用者に周知するものとしします。なお、その周知に際しては、本規約の変更に係る効力発生時期までに相当な予告期間を設けるものとしします。この周知が行われた場合、利用者は、変更後の本規約の内容に同意したものとみなします。

第2条（定義）

1 本規約で使用する用語の意味は、以下の各号に定めるとおりとしします。

(1) 「サイバーセキュリティ補償サービス」とは、本件プランにより当社が提供する光回線サービスを通じて利用者（または利用者の役員）がインターネット接続を行っている場合において、利用者（または利用者の役員）による当該インターネット

利用に関連して発生したサイバー事故により、利用者（または利用者の役員）以外の第三者（以下、「被害者」といいます）に損害を生じさせた場合に、被害者から利用者に対してその損害賠償請求がなされたことに起因して、利用者が反射的に被る損害を補償するサービスをいいます。

この場合、具体的には、当社を保険契約者、利用者（記名被保険者）および利用者の役員を被保険者、利用者を保険金受取人とするサイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約を、当社が三井住友海上火災保険株式会社（以下、「引受保険会社」といいます）との間で締結することにより、利用者が反射的に被る損害について、引受保険会社が利用者に対して保険金を支払うことに係るサービスになります。

（２） 「安心端末補償サービス」とは、本件プランにより当社が提供する光回線サービスに接続するものとして利用者が当社に登録したパソコン等の情報端末（ただし、当社が提供する光回線サービスを通じてインターネット接続が可能である端末に限ります）につき故障等の偶発的な事故が発生した場合において、当該情報端末の故障等に係る損害を補償するサービスをいいます。

この場合、当該情報端末の故障等に係る損害につき、当社が利用者に対して、一定金額の範囲内で、直接、これを補償し、支払うものとなります。

２ 第１項各号で定めるほか、本規約で使用する用語の意味は、本規約の各条項で別

異の断りがない限り、基本規約に定めるところにしたがいます。

3 本規約において、各条の見出しは便宜上のものであり、本規約の解釈には影響を及ぼさないものとします。

4 条項の引用は、特段の記載がない限り、本規約の条項を指すものとします。

第3条（サイバーセキュリティ補償サービス）

サイバーセキュリティ補償サービスの詳細は、別紙1に記載のとおりとします。

第4条（安心端末補償サービス）

安心端末補償サービスの詳細は、別紙2に記載のとおりとします。

第5条（サイバーセキュリティ補償サービスまたは安心端末補償サービスの変更等）

1 当社は、合理的な理由があると判断した場合、利用者の個別の承諾または同意を得ることなく、当社の判断により、本件プランないし本件プランを構成するサービスの一部であるサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスのサービス内容等を変更することができるものとします。この場合の変更に係る手

続およびその効力発生に関しては、第1条第5項に定めるところに準じるものとします。

2 当社は、第1項による本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスのサービス内容等の変更に起因して利用者または第三者が被った如何なる損害、不利益についても、一切の責任を負いません。

第6条（利用契約の解約）

利用者が、基本規約第14条の規定に基づき本件プランに係る利用契約を解約した場合、その解約の効力が生じた後に発生したサイバー事故（第2条第1項第（1）号に定めるものをいいます。この点、以下、同様とします）または偶発的な事故（第2条第1項第（2）号に定めるものをいいます。この点、以下、同様とします）はもちろん、解約の効力が生じる前に発生したサイバー事故または偶発的な事故についても、その解約の効力が生じる前に利用者が必要な補償請求を開始している場合を除き、サイバーセキュリティ補償サービスまたは安心端末補償サービスによる補償を受けることはできないものとします。

第7条（利用者からの申出による利用の停止）

利用者が、基本規約第28条の規定に基づき、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用の一時的な停止を希望した場合には、その停止期間中に発生したサイバー事故または偶発的な事故はもちろん、その停止期間前に発生したサイバー事故または偶発的な事故についても、その停止期間前に利用者が必要な補償請求を開始している場合を除き、サイバーセキュリティ補償サービスまたは安心端末補償サービスによる補償を受けることはできないものとしします。

第8条（利用の停止）

1 当社は、利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、あらかじめ当該利用者に対する通知その他の手続を経ることなく、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、利用者はそのことについて異議を述べることはできません。

（1） 本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスに関し、当社が提供する情報を当社の承諾を得ることなく改変した場合

（2） 不正の目的をもって、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービス

および／または安心端末補償サービスを利用し、あるいは自分以外の他の利用者を含む第三者にこれを利用させた場合

(3) 基本規約第27条第1項各号に定める事由に該当する場合

(4) 本規約第10条第1項各号に定める事由に該当する場合

(5) その他、本規約、基本規約またはオプションサービスの利用規約に違反した場合

(6) 利用者が、本件プラン以外の当社が提供している他のサービス（本件プラン以外のプランに係るプラチナ光サービスおよびそのオプションサービスを含みます。この点、以下、同様とします）を利用している場合において、当該サービスの利用を停止され、またはその利用停止事由に該当する場合

(7) 本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用に関し、不正もしくは不正のおそれがある場合、または第三者による不正の防止を行うために必要な場合

2 当社は、当社との間で複数の本件プランに係る利用契約を締結している利用者がそのいずれかの契約につき第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合には、当該利用者が当社との間で締結しているすべての本件プランに係る利用契約に基づく本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サ

ービスの利用を停止することができるものとします。

3 当社は、前二項に基づき、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用を停止したことにより、当該利用者または第三者が被った如何なる損害、不利益についても、一切の責任を負わないものとします。

4 利用者による本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用に関して疑義が出されている場合には、その解決までの間、当社の判断により、当該利用者につき本件プランを構成する各サービス（当該疑義が出されているサービスを含みますが、これに限りません）の利用を制限させていただく場合があります。

第9条（利用資格の取消）

1 利用者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当社は、基本規約第15条に基づき本件プランに係る利用契約を解除することにより、当該利用者によるサイバーセキュリティ補償サービスおよび安心端末補償サービスの利用資格を確定的に取り消すことができるものとします。この場合、利用者は、解除の効力が生じた後に発生したサイバー事故または偶発的な事故はもちろん、解除の効力が生じる前に発生したサイ

バー事故または偶発的な事故についても、解除の効力が生ずる前に利用者が必要な補償請求の手続を既に完了している場合を除き、サイバーセキュリティ補償サービスまたは安心端末補償サービスによる補償を受けることはできないものとします。

(1) 基本規約第15条第1項各号に定める事由に該当する場合

(2) 本規約第8条に基づきサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用の一時的な利用停止の処分を受けた利用者が、当社から相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず、当該期間内に当該事由を解消しない場合

(3) 本規約第8条第1項各号に定める事由に該当する場合であって、当該事由が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと当社が判断した場合。この場合、当社は、本規約第8条の一時的な利用停止処分をすることなく、直ちに当該利用者の利用資格を取り消すことにより、サイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用を確定的に中止することがあります。

(4) 利用者が、本件プラン以外の当社が提供している他のサービスを利用している場合において、当該他のサービスに係る利用契約の契約解除事由に該当した場合

(5) その他、利用者として不適格であると当社が判断した場合

2 第1項により本件プランに係る利用契約を解除した場合、当社は、利用者に対し

て、その旨を通知します。

3 当社は、当社との間で複数の本件プランに係る利用契約を締結している利用者がそのいずれかの契約につき第1項各号に定める事由のいずれかに該当する場合、当該利用者が当社との間で締結しているすべての本件プランに係る利用契約に基づくサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用資格を取り消すことができるものとします。

4 当社は、第1項および第2項に基づき、サイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用資格を取り消したことにより、当該利用者または第三者が被った如何なる損害、不利益についても、一切の責任を負いません。

第10条（禁止事項）

1 利用者は、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

（1） 本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスを不正の目的をもって利用もしくは営利を目的として利用する行為

(2) 基本規約第31条第1項各号に定める一切の行為

2 利用者は、第1項各号に該当する行為を行ったことにより、当社または第三者に損害を与え、またはそのおそれを生じさせた場合、当社または第三者に生じた損害および費用（損害の発生を回避もしくはそのおそれを除去し、または損害の拡大を防止するための費用を含みます）につき、その全額を賠償または補てんしなければなりません。

3 利用者が本条第1項各号に該当する行為を行ったと合理的に判断した場合、当社は、あらかじめ当該利用者に対する通知その他の手続を経ることなく、以下の各号に定める措置を講じることができるものとします。この場合、当社が当該措置を講じるために支出した費用については利用者の負担とし、利用者は、当社からの請求により、当社が指定する期日までに支払います。

(1) 利用者に対して、当該行為の中止等必要な措置を行うことを要求すること

(2) その他、利用者による禁止行為を停止させるために必要な措置を行うこと

4 第3項各号に定める措置を講じるか否かは当社の自由な判断によるものとし、当社はこれを講じる法的義務を負わないものとします。当社が当該措置を講じたことまたは講じないことにより、利用者または第三者に何らかの損害、不利益が発生したとしても、当社は、一切の責任を負いません。

第11条（サービスの一時中止、廃止）

1 当社は、以下の各号のいずれかに定める事由がある場合、あらかじめ利用者に通知したうえ、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの提供を一時的に中止することがあります。ただし、緊急やむを得ない場合、当社は、あらかじめ利用者に対する通知を行うことなく、その提供を一時的に中止できるものとします。

（1） 基本規約第25条第1項各号に該当する場合

（2） 基本規約第29条に該当する場合

（3） 火災、停電もしくは地震、噴火、洪水、津波等の天災、または戦争、内乱、暴動、労働争議等の不可抗力により、当社が本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスを提供することが一時的に困難または不能になった場合

（4） その他、当社が、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの提供を一時的に中止する合理的な必要性があると判断した場合

2 当社は、以下の各号のいずれかに定める事由がある場合、あらかじめ利用者に通知したうえ、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの提供を廃止することがあります。ただし、緊急やむを得ない場合には、当社は、あらかじめ利用者に対する通知を行うことなく、その提供を廃止することができるものとします。

(1) 基本規約第26条第1項各号に該当する場合

(2) 火災、停電もしくは地震、噴火、洪水、津波等の天災、または戦争、内乱、暴動、労働争議等の不可抗力により、当社が本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスを提供することが長期間に渡り継続的に困難または不能になった場合

(3) その他、当社が、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの提供を廃止する合理的な必要性があると判断した場合

3 当社は、第1項による本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの提供の一時中止、あるいは同第2項による本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの提供の廃止により、利用者または第三者が被った如何なる損害、不利益について

も、一切の責任を負いません。

第12条（秘密保持および利用者情報の保護）

1 届出事項および利用者による本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスに係る利用内容等、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの提供に係る業務に関連して当社が取得し、あるいは記録した利用者に関する情報（以下、「利用者情報」といいます）は、当社が所有するものとします。当社は、利用者情報を本条で定めるところによるほか、別途当社が定める指針等に基づき適切に取り扱うものとします。

2 当社は、利用者から事前に同意を得た場合を除いて、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの提供以外の目的のために利用者情報を利用せず、あるいは第三者に開示もしくは提供しないものとします。ただし、以下の各号に定める事項については、利用者は、当社による利用者情報の利用および該当先第三者に対する提供にあらかじめ同意するものとします。

（1） サイバーセキュリティ補償サービスの提供のために必要な範囲で、引受保険会社またはその保険代理店に利用者情報を提供すること

(2) 当社が認めた業務提携会社に対して、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの提供に係る業務処理の一部を再委託する目的のために利用者情報を提供すること

(3) 利用者に対して、当社または当社の関連会社等の広告宣伝、サービス（本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスに限らず、それら以外の他のサービスも含みます）の提供その他の告知等のための電子メールまたは郵便物等を送付すること

(4) マーケティング、新規サービス開発またはサービス向上の目的のために、当社が利用者情報の属性やデータを集計・分析し、個人の識別・特定が通常できない状態に加工したものを作成し、当社が利用すること、または当社の関連会社や当社が認めた第三者にこれを提供すること

(5) 当社または当社の関連会社等が行うサービス（本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスに限らず、それら以外の他のサービスも含みます）への入会もしくは提供のために利用者情報を提供し、または利用すること

(6) 利用者から利用者情報の利用に関する同意を求めるための電子メールを送付すること

(7) 利用者が他の利用者を含む第三者に不利益を及ぼす行為をしたと当社が合理的に判断した場合において、当社が利用者情報を当該第三者や関係当局または関連諸機関に必要な範囲で通知すること

(8) 裁判所の発行する令状もしくは捜査機関の捜査関係事項照会書に基づき、または関係官公署の要請に基づいて開示すること

3 利用者は、本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用に関連して発生した、当社、サイバーセキュリティ補償サービスに係る引受保険会社もしくはその保険代理店、または第2項第(2)号の業務提携会社との間の苦情、クレーム、訴訟等については、当社が要求する事項(文書、口頭による交渉を含みますが、これらに限定されません)をすべて当社に開示します。

4 通信の秘密に関する事項については、前三項によらず、基本規約第55条が適用されるものとします。

5 利用者情報が個人情報に該当する場合、第1項ないし第3項によるほか、基本規約第56条に定めるところにしたがうものとします。この場合、第1項ないし第3項で定める内容と基本規約第56条に定める内容が異なり、または抵触する場合には、基本規約第56条に定めるところが優先するものとします。

第13条（不正行為等の調査等）

1 利用者は、当社もしくは引受保険会社またはこれらの者が指定した第三者がサイバーセキュリティ補償サービスの不正利用等の調査を行う場合があることにつき、あらかじめ承諾するものとします。

2 利用者は、当社または当社が指定した第三者が安心端末補償サービスの不正利用等の調査を行う場合があることにつき、あらかじめ承諾するものとします。

第14条（責任の範囲）

1 本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの提供に関連して利用者に発生した損害につき、当社が負うべき責任の範囲は、本規約に個別に定めるところによるほか、基本規約第53条および第54条に定めるところによるものとします。

2 利用者による本件プランないしサイバーセキュリティ補償サービスおよび／または安心端末補償サービスの利用に関連して、利用者の責めに帰すべき事由により、当社、サイバーセキュリティ補償サービスに係る引受保険会社もしくはその保険代理

店、またはその他の第三者（他の利用者を含みますが、これに限りません）に損害を与えた場合には、利用者は、その損害の全額を賠償しなければならないものとします。

第15条（本規約の発効）

本規約は、2022年11月1日から発効し、適用するものとします。

以 上

別紙1 サイバーセキュリティ補償サービスの詳細

1. 補償内容

当社を保険契約者、本件プランに係る利用契約に基づくサイバーセキュリティ補償サービスの利用者および利用者の役員（以下、本別紙1において、利用者および利用者の役員を合わせて「利用者等」といいます）を被保険者、利用者を保険金受取人とするサイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約を、当社が三井住友海上火災保険株式会社（以下、本別紙1において「引受保険会社」といいます）との間で締結することにより、本件プランにより当社が提供する光回線サービスを通じて

利用者等がインターネット接続、利用を行ったことに関連して発生したサイバー事故

（具体的には、当該インターネット接続、利用を行ったことに関連して発生した下記

アおよびイに記載する内容のいずれかに該当する事故をいい、以下、本別紙１において、これらを総称し、または個別に「補償対象事故」といいます）により、利用者等

以外の第三者（以下、本別紙１において「被害者」といいます）に損害を生じさせた

場合において、被害者から利用者に対してその損害賠償請求がなされたことに起因して

利用者が反射的に被った損害等（具体的には、該損害賠償請求に関して利用者が被害

者に支払うべき法律上の損害賠償金、当該損害賠償請求への対応により利用者が支

弁する必要を生じた争訟費用ないし訴訟対応費用および／または、補償対象事故が他

者の行為に起因して発生した場合における利用者の当該他者に対する権利に係る権利

行使保全費用をいい、以下、本別紙１で同様とします）について、引受保険会社から

利用者に対して保険金を支払うことにより利用者の当該損害等を補償するものになります。

記

ア 利用者が自らの業務遂行の過程においてまたは利用者による業務の遂行の目的として、利用者が所有、使用もしくは管理しまたは利用者以外の者に管理を委託した、被害者の情報の漏えいまたはそのおそれが発生したこと

イ 利用者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因して、以下の①～④のいずれかに該当する事由が発生したこと

- ① 被害者の業務の遂行の全部または一部の休止または阻害
- ② 被害者が所有、使用または管理する電子情報の消失または損壊
- ③ 被害者の人格権または著作権の侵害
- ④ その他不測かつ突発的な事由により被害者が被った損失

(注) なお、この内容は、サイバーセキュリティ補償サービスに基づく補償内容の概要につき説明したものであり、実際の場合における保険金のお支払いの可否については、引受保険会社が定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」に基づき、引受保険会社が審査、判断するものになります。

2. 対象となる利用者

本件プランの利用者に限ります。

(注) 本件プランの利用者は、基本規約第14条により本件プランに係る利用契約を解約した場合（それにより、サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格を喪失

した場合)、基本規約第28条によりサイバーセキュリティ補償サービスの利用停止を希望した場合(その結果、サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格が一時的に停止された場合。なお、サイバーセキュリティ補償サービスを含む本件プラン全体の利用停止を利用者が希望した場合を含みます)、基本規約第15条または本規約第9条により本件プランに係る利用契約を解除された場合(その結果、サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格を取り消され、喪失した場合)、基本規約第27条または本規約第8条によりサイバーセキュリティ補償サービスの利用資格が一時的に停止された場合、あるいはその他、理由の如何を問わず、サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格を喪失し、または一時的にその利用資格が停止された場合、サイバーセキュリティ補償サービスを利用することはできません。

ただし、サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格の喪失または停止前に発生した補償対象事故であって、かつその喪失または停止前に、下記8. 記載の内容にしたがって利用者が必要な保険金請求のお手続を開始している場合には、その手続中に利用者がサイバーセキュリティ補償サービスの利用資格を喪失しまたはこれが停止された場合であっても、当該補償対象事故に係る損害に限り、補償対象とするものとします。

3. サイバーセキュリティ補償サービスの終了・変更

・当社は、基本規約第2条、同第21条第3項または本規約第1条第5項によりサイバーセキュリティ補償サービスを終了または変更する場合（なお、サイバーセキュリティ補償サービスを含む本件プラン全体が終了することにもなう場合を含みます）があり、この場合、基本規約または本規約の当該規定にしたがってその終了または変更の効力を生じるものとします。その他、当社は、引受保険会社の事情により、サイバーセキュリティ補償サービスを終了または変更する場合があります、その場合には、その終了または変更の効力は即時に生じるものとします。

ただし、これらのことによるサイバーセキュリティ補償サービスの終了または変更の効力を生じるより前に、補償対象事故が発生しており、かつ被害者から利用者に対して既に当該補償対象事故に係る損害賠償請求がなされている場合には、その終了または変更の効力を生じる直前の時点で適用されていた本規約および基本規約は、その後も当該補償対象事故に係る補償手続に関する限りでその効力を維持するものとします。

・基本規約第26条または本規約第11条第2項によりサイバーセキュリティ補償サービスが廃止された場合（なお、サイバーセキュリティ補償サービスを含む本件プラン全体が廃止されることにもなう場合を含みます）、あるいは基本規約第25条もし

くは同第29条または本規約第10条第1項によりサイバーセキュリティ補償サービスの利用が一時的に中止された場合（なお、サイバーセキュリティ補償サービスを含む本件プラン全体の利用が一時的に中止されたことにともなう場合を含みます）であっても、その廃止または停止より前に、補償対象事故が発生しており、かつ被害者から利用者に対して既に当該補償対象事故に係る損害賠償請求がなされている場合には、その廃止または停止の直前の時点で適用されていた本規約および基本規約は、その後も当該補償対象事故に係る補償手続に関する限り、なお適用されるものとします。

4. サイバーセキュリティ補償サービスの利用可能開始日

利用者と当社の間で、本件プランに係る利用契約が成立した日（本件プラン以外のプラチナ光サービスの別のプランから本件プランへの変更の場合には、基本規約第7条に基づき当社が当該プラン変更を承諾した日）（以下、「利用開始可能日」といいます。ただし、利用可能開始日当日に発生した事故のうち、利用契約の成立時点より前に発生した事故は含みません）以降に発生した補償対象事故から、サイバーセキュリティ補償サービスを利用することが可能になるものとします。

なお、利用者は、当社に対して、本件プランに係る利用契約の申込み（本件プラン

以外のプラチナ光サービスの別のプランから本件プランへの変更の申込みを含みます)を行うにあたっては、当社が引受保険会社との間で締結しているサイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約に関し、その記名被保険者兼保険金受取人として利用者を追加することに係る引受保険会社所定の書類の提出その他、当社の求めるところにしたがって必要な手続、協力を行っていただくことになります。

5. 補償対象となる利用者の損害等、補償対象期間中の補償限度額等

補償対象となる利用者の損害等

補償対象事故により被害者に損害を生じさせた場合において、被害者から利用者に対しその損害賠償請求がなされたことに起因して利用者が反射的に被った損害等（具体的には、下記アないしエに記載したものの全部または一部になります。以下、本別紙1で同様とします）

記

ア 当該損害賠償請求に関し利用者が被害者に支払うべき法律上の損害賠償金（その具体的な意味は、引受保険会社が定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」の定義にしたがいます）

イ 当該損害賠償請求への対応により利用者が支弁する必要がある争訟費用（その具体的な意味は、引受保険会社が定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」の定義にしたがいます）

ウ 当該損害賠償請求への対応により利用者が支弁する必要がある訴訟対応費用（その具体的な意味は、引受保険会社が定める「サイバーセキュリティ特約」の定義にしたがいます）

エ 補償対象事故が他者の行為に起因して発生した場合の利用者の当該他者に対する権利に係る権利行使保全費用（その具体的な意味は、引受保険会社が定める「サイバーセキュリティ特約」の定義にしたがいます）

補償限度額 1 件の補償対象事故に係る一連の損害賠償請求（その具体的な意味は、引受保険会社が定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」の定義にしたがいます）に関連する上記記載の利用者の損害等について、合計で最大 9 0 0 万円までを補償します（当該利用者の損害等の合計額が 9 0 0 万円以下である場合には実額とし、その合計額が 9 0 0 万円を上回る場合には 9 0 0 万円とします）。

補償上限回数 特にありません。

累積補償限度額 1 年間（その起算日は利用開始可能日とします。起算日後 1 年間が経過した場合には、その経過をもって累積補償限度額がリセットされ、1 年間が経過

した応当日が次の1年間の起算日となり、以後も同様とします)の補償支払いの合計で、最大900万円を限度とします。

補償対象期間 利用可能開始日以降、利用者の本件プランに係る利用契約が継続している期間。ただし、サイバーセキュリティ補償サービスの利用を一時的に停止されまたはサイバーセキュリティ補償サービスの提供が一時的に中止されている場合は、その停止または中止期間は除きます。

補償請求期間 補償対象事故により被害者に損害を生じさせた場合において、被害者から利用者に対してその損害賠償請求がなされた場合には、その後速やかに行わなければならないものとします。

侵害賠償の制限 引受保険会社の「専門事業者賠償責任保険普通保険約款」第28条(2)の規定により利用者の本件プランに係る利用契約が継続している期間中に引受保険会社になされた通知は、当社と引受保険会社の間のサイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約が終了してから5年を経過した後に被害者からユーザーに対してなされた損害賠償請求については、補償しないものとします。

対象となる利用 日本国内での利用に限ります。

(注) 利用者が当社との間で複数の本件プランに係る利用契約を締結している場合、補償対象事故および補償対象となる損害等の該当性の有無、補償限度額、累積補償限

度額、補償対象期間等については、その複数の利用契約を通算せず、利用契約ごとに個別に適用、判断されるものとします。

6. 引受保険会社から支払われる保険金の額

補償対象事故により被害者に損害を生じさせた場合において、被害者から利用者に対しその損害賠償請求がなされたことに起因して利用者が反射的に損害等を被ったとして、利用者が、下記 8. 記載のお手続にしたがって、引受保険会社に対して保険金を請求された場合には、引受保険会社が「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」に則って審査、判断を行います。その審査、判断の結果、保険金の支払いを決定した場合には、引受保険会社は、上記 5. 記載の補償限度額、補償上限回数および累積補償限度額の範囲内で、利用者の当該損害等に係る実際の損害額に相当する金額の保険金を利用者にお支払いするものとします。

ただし、当該損害等を補償する内容の他の損害保険契約が締結されている場合（保険契約者が利用者自身であるか否かは問いません）には、その損害保険契約をこのサイバーセキュリティ補償サービスに優先して利用していただきます。

7. 補償の対象とならない主な損害

補償対象事故により被害者に損害を生じさせ、被害者から利用者に対してその損害賠償請求がなされた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、補償の対象とはなりません。ただし、以下のいずれかとして記載するものは、補償の対象とならない主な場合を例示的に説明したものであり、ここで列挙したもの以外にも補償の対象とはならない場合があります。補償の対象とならない場合の正式かつ正確な詳細については、引受保険会社が定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」に定めるとおりになりますので、必ずこれらの内容をご確認いただくか、必要に応じて、当社または下記8. に記載する佐渡島商事株式会社（当社と引受保険会社の間で、サイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約に係る保険代理店であり、以下、「保険代理店」といいます）にお問い合わせください。

- ・利用者等が偽りその他不正な手段により取得した情報の取扱いに起因する損害

- ・国または公権力の行使（法令等による規制または要請を含みますが、これに限られません）に起因する損害

- ・利用者等によるサイバー攻撃、マルウェアの作成・意図的配布、ゲリラ活動等の侵害行為に起因する損害

- ・利用者等と被害者の間に損害賠償に関する特約がある場合において、その特約により損害賠償責任が加重されたことによる損害

- ・利用者等と被害者の間に（利用者の被害者に対する法律上の損害賠償責任が成立するか否かにかかわらず）違約金を支払う旨の合意がある場合において、その合意内容の履行に起因する損害

- ・採用、雇用または解雇に関して行われた不当行為に起因する損害

- ・利用者の役員に対して株主代表訴訟が提起されたことに起因する損害

- ・企業体としての利用者または利用者の組織に係る信用棄損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評被害に起因する損害

- ・利用者が業務の履行の追完または再履行を行うために要する費用に起因する損害

- ・利用者の業務の結果の回収、廃棄、検査、修正、交換、やり直し、その他必要な措置を行うために要した費用に起因する損害

- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動、労働争議または騒擾に起因する損害

- ・地震、噴火、洪水または津波に起因する損害

- ・核物質の危険性または放射能汚染に起因する損害

- ・汚染物質の排出、流出、いっ失、漏出またはこれらが発生するおそれが生じたこと

に起因する損害

- ・利用者の犯罪行為（ただし、過失犯は除きます）に起因する損害

- ・利用者等の故意または重過失による法令違反に起因する損害

- ・利用者等が他人に損失を与えることを認識しながら行った行為に起因する損害

- ・利用者が行う業務につき法令上の資格または許認可等が必要である場合において、

その資格または許認可等を得不い間に利用者等が行った当該業務に関する行為に起因する損害

- ・被害者に生じた損害が身体の障害または精神的苦痛である場合における、被害者か

ら利用者に対する当該損害等に係る損害賠償請求に起因する損害

- ・財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に対する損害賠償請求に起因する損害

- ・産業財産権または著作権の侵害に対する損害賠償請求に起因する損害

- ・利用者の役員または下請負人もしくは共同事業者から、利用者に対する損害賠償請

求に起因する損害

- ・補償対象期間より前に発生した補償対象事故に起因する一連の損害賠償請求に起因

する損害

・ 補償対象期間より前の時点で補償対象事故が発生するおそれがある状況を利用者等が知っていた場合において、当該状況の原因となる被害者等の行為に起因する一連の損害賠償請求に起因する損害

・ 利用者が行うコンピュータシステムの所有、使用もしくは管理または電子情報の提供に起因する他人の業務の遂行の休止もしくは阻害等のうち、以下の①～③のいずれかに該当する事由に起因する損害（ただし、広告、宣伝、販売促進等のために無償で提供されるコンピュータシステムプログラムまたは電子情報に起因する損害は除きます）

① 利用者が行う、他人が使用することを目的としたコンピュータシステム（利用者の業務のために販売代理店、加盟店、下請事業者等が使用する場合がありますが、そのコンピュータシステムを利用者の商品、サービス等としてその顧客に対し販売または提供する場合は含みません）の所有、使用または管理（に起因する損害）

② 利用者が他人のために開発、作成、構築または販売したコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報（に起因する損害）

③ 利用者が製造または販売した商品、サービス等に含まれるコンピュータシステム、プログラムまたは電子情報（に起因する損害）

・ 下記 8. 記載のお手続にしたがった連絡、請求を速やかに行わなかった場合（合理

的な理由なく、必要書類の提出を遅延した場合を含みます)

- ・ 補償対象事故により被害者に損害を生じさせ、被害者から利用者に対してその損害賠償請求がなされた場合において、その後の示談交渉や裁判上の和解協議等に関し、引受保険会社の了解を得ることなく、利用者が被害者に対して損害賠償責任を認め、損害賠償金を支払い、または費用を支弁した場合（この場合、引受保険会社の審査、判断により合理的であると認められないときは、引受保険会社は、保険金をお支払いせず、またはお支払いする保険金の額を減額することがあります）

- ・ 本件プランに係る利用契約の成立前またはその終了後（その終了事由の如何は問いません）に補償対象事故が発生した場合。または補償対象事故は、本件プランに係る利用契約の継続中に発生したものの、その継続中には被害者から利用者に対して当該補償対象事故に係る損害賠償請求がなされなかった場合

- ・ 本件プランに係る利用契約は継続しているが、当該利用契約に係る利用者がサイバーセキュリティ補償サービスの利用資格を一時的に停止された期間に発生した補償対象事故に起因する損害

- ・ 本件プランに係る利用契約は継続しているが、サイバーセキュリティ補償サービスの提供が一時的に中止された期間に発生した補償対象事故に起因する損害

- ・ サイバーセキュリティ補償サービスの提供が廃止された後（本件プランに係る利用

契約が存続しているか否かは問いません）に発生じた補償対象事故による損害

・ 本件プランに係る利用契約ないしサイバーセキュリティ補償サービスの提供が終了
または廃止されておらず、かつ利用者がサイバーセキュリティ補償サービスの利用資格を一時的に停止された期間またはサイバーセキュリティ補償サービスの提供が一時的に中止された期間のいずれでもない期間に発生した、補償対象事故であっても、被害者から利用者への当該補償対象事故に係る損害賠償請求がなされるより前に、本件プランに係る利用契約の終了ないしサイバーセキュリティ補償サービスの提供の終了または廃止（それらにつき、事由の如何は問いません）、サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格の一時的な停止、あるいはサイバーセキュリティ補償サービスの一時的な提供の中止のいずれかに該当することとなった場合（ただし、本件プランに係る利用契約ないしサイバーセキュリティ補償サービスの提供が終了または廃止されることなく、サイバーセキュリティ補償サービスの利用資格の一時停止またはサイバーセキュリティ補償サービスの提供の一時中止の状態が解かれたときは、その限りではないものとしします）。

ただし、引受保険会社の「専門事業者賠償責任保険普通保険約款」第28条

（2）の規定による通知が、本契約が継続している期間中（かつ利用者が利用者資格を一時的に停止され、またはサイバーセキュリティ補償サービスの提供が一時的に中止されていない期間中）に引受保険会社になされた場合には、当社と引受保険会社の

間のサイバーセキュリティ特約付き専門事業者賠償責任保険契約が終了してから5年を経過する前に当該被害者から利用者に対して損害賠償請求がなされた場合は除きます。

8. 被害者から損害賠償請求を受けた場合のご連絡、またはその損害賠償請求に起因して利用者が被る損害等に係る保険金請求のお手続き等について

・被害者から利用者に対して補償対象事故に係る損害賠償請求がなされた場合または利用者がその損害賠償請求がなされるおそれがある状況であることを認識した場合、利用者は、当社または保険代理店に対して、以下の①～④の事項をお電話にて直ちにご連絡ください。なお、当社にご連絡いただいた場合には、ご連絡いただいた内容は当社が責任をもって保険代理店および（保険代理店を通じて）引受保険会社に共有、報告するようにいたします。また、そのお電話によるご連絡をいただいた後遅滞なく、当社または保険代理店からの指示に沿って、改めて以下の①～④に関する内容を書面により引受保険会社に対してご通知いただきます。

① 損害賠償請求がなされたこと、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況であることを最初に認識したときの状況

② 損害賠償請求に関し、被害者が申し立てた行為の種類、内容

③ 損害賠償の原因となる事実（補償対象事故の内容、および補償対象事故が発生した経緯、原因）

④ その他、状況確認のために合理的に必要であるとして、当社、引受保険会社または保険代理店が求める事項

なお、この場合の連絡先は、以下のとおりとします。

当社－当社が運営する「プラチナ光サポートセンター」（TEL 0120-877-572。平日9:00～18:00）。

保険代理店－佐渡島商事株式会社（TEL 0798 - 73 - 1151）

・上記の損害賠償請求に起因して利用者が被る損害等に係る保険金のご請求に際しては、上記のご連絡、補償対象事故に係る事故受付の後、当社または保険代理店から、引受保険会社宛てご提出いただく保険金請求書類および提出必要書類に係るご案内を差し上げますので、利用者（または利用者が委任した代理人）は、保険金請求書類に必要事項を記入したうえで、提出必要書類を添付のうえ、引受保険会社宛てにご提出ください。

・このサイバーセキュリティ補償サービスでは、引受保険会社が、利用者になり、被害者等との示談交渉を行う示談交渉サービスは行いませんので、被害者からの損害賠償請求に係る裁判等の法的手続はもとより、被害者との間の示談交渉についても、

利用者（または利用者が委任した代理人）において、行っていただくことになります。

ただし、被害者から利用者に対して損害賠償請求がなされた場合、引受保険会社は、その問題が円満に解決するよう必要なご相談に応じさせていただきますので、利用者が被害者との間で示談交渉を進める際には、随時、引受保険会社とご相談をいただきながら進めるようにしてください。また、被害者との間で裁判等の法的手続になった場合には、利用者は、その法的手続の進捗状況等につき、随時、引受保険会社にご報告ください。

利用者が、これらの引受保険会社に対するご相談、ご報告を行わず、引受保険会社の了解を得ることなく、被害者に対して損害賠償責任を認め、損害賠償金を支払い、または費用を支弁した場合には、保険会社の審査、判断により、それらの利用者が損害賠償責任を認める等したことが、合理的であるとは認められないことがあり、その場合、保険会社は、保険金をお支払いせず、またはお支払いする保険金の額を減額することがありますので、ご注意ください。

・引受保険会社は、ご請求いただいた保険金支払いの可否につき審査を行う際、保険金請求書類および提出必要書類を確認、精査するほか、必要な事実確認・事実調査を行う場合があります。この場合、利用者は、引受保険会社から求めがあった場合、そ

の事実確認・事実調査に協力しなければならないものとします。

・その他、被害者から損害賠償請求を受けた場合のご連絡、またはその損害賠償請求に起因して利用者が被る損害等に係る保険金請求のお手続き等の詳細については、引受保険会社の定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」に定めるところにしたがうものとします。

9. 保険代位

補償対象事故により被害者に損害を生じさせた場合において、被害者から利用者に対しその損害賠償請求がなされたことに起因して利用者が反射的に被った損害等に関し、その補償対象事故が他者の行為に起因して発生したものである場合には、引受保険会社が当該利用者に保険金を支払ったときは、引受保険会社は、当該利用者が当該他者に対して有する一切の権利につき、保険金支払額を限度として代位取得するものとします。

10. 損害発生および損害拡大の防止義務

利用者等は、補償対象事故が生じた場合、これによる損害等の発生および拡大の防止に最大限努めなければならないものとします。

1 1. 準拠法

この補償を提供する引受保険会社の定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」は、日本国の法令に基づいて定められたものであり、利用者が引受保険会社に対して（サイバーセキュリティ補償サービスの補償内容である）保険金の請求を行う場合についても、これらの解釈等は、日本国の法令を適用します。

1 2. その他

・本別紙1記載の内容は、本件プランを構成するサービスの一部であるサイバーセキュリティ補償サービスに係る補償内容、保険内容、保険請求の手続等の概要を説明したものであり、このサービスに係る保険内容およびその請求手続等の正式かつ正確なところは、引受保険会社の定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」に記載されているところによりますので、その内容をよくご確認ください。

また、(サイバーセキュリティ補償サービスに基づく補償内容である) 保険金のお支払いの可否等については、引受保険会社の定める「専門事業者賠償責任保険契約普通保険約款」、「サイバーセキュリティ特約」および「商品付帯契約に関する特約」に基づき、引受保険会社が審査、判断いたしますので、ご了承ください。

・当社は、サイバーセキュリティ補償サービスに関し、引受保険会社が行う保険金のお支払いの可否等に係る審査、判断または決定には一切関与をいたしません。また、引受保険会社から利用者に対して保険金が支払われない場合（引受保険会社が上記7. 記載の「補償の対象にならない場合」とであると認定したために保険金の支払いを行わない旨の判断、決定を行った場合を含みますが、これに限りません）であっても、その保険金が支払われない理由が当社の故意または重大な過失によるものである場合を除くほか、当社自体は、損害賠償その他名目の如何を問わず、利用者の当該損害等につき、一切の補償、補てんをいたしません。

・サイバーセキュリティ補償サービスの提供に関し、その保険金請求等に関する利用者に係る届出事項、登録情報などを、当社は、引受保険会社および保険金の請求または支払いに関する関係先（保険代理店を含みますが、これに限りません）に提供する場合がありますので、ご了承ください。

別紙 2 安心端末補償サービスの詳細

1. 補償内容

本件プランにより当社が提供する光回線サービスに接続するものとして利用者が当社に登録した情報端末（以下、本別紙 2 において「補償対象端末」といいます。なお、当社に登録することができる情報端末は、当社が提供する光回線サービスを通じてインターネット接続が可能である、パーソナルコンピュータ、スマートフォンまたはタブレットのいずれかであり、かつ本件プランの利用者が所有するもの（リースによる場合を含みます）に限ります。また、自作品その他メーカー正規品でない情報端末は、当社に登録することはできないものとします）に偶発的な事故（故障（コンピュータ・ウイルスへの感染を原因とする場合を含みますが、その場合に限りません）、破損、水濡れ全損のいずれかをいい、以下、本別紙 2 において、これらを総称し、または個別に「補償対象事故」といいます）が生じたために利用者が損害を被った場合、利用者からのお申出、ご請求に基づき、当社が利用者に対して、本別紙 2 に定めるところにしたがって補償を行うものになります。

2. 対象となる利用者

本件プランの利用者に限ります。

(注) 本件プランの利用者は、基本規約第14条により本件プランに係る利用契約を解約した場合(それにより、安心端末補償サービスの利用資格を喪失した場合)、基本規約第28条により安心端末補償サービスの利用停止を希望した場合(その結果、安心端末補償サービスの利用資格が一時的に停止された場合。なお、安心端末補償サービスを含む本件プラン全体の利用停止を利用者が希望した場合を含みます)、基本規約第15条または本規約第9条により本件プランに係る利用契約を解除された場合(その結果、安心端末補償サービスの利用資格を取り消され、喪失した場合)、基本規約第27条または本規約第8条により安心端末補償サービスの利用資格が一時的に停止された場合、あるいはその他、理由の如何を問わず、安心端末補償サービスの利用資格を喪失し、または一時的にその利用資格が停止された場合、安心端末補償サービスを利用することはできません。

ただし、安心端末補償サービスの利用資格の喪失または停止前に発生した補償対象事故であって、かつその喪失または停止前に、下記9. 記載の内容にしたがって利用者が必要な補償請求を開始している場合には、当社が利用者に補償支払いを行う前に利用者が安心端末補償サービスの利用資格を喪失しまたは停止された場合であっても、当該事故に係る損害に限り、補償対象とするものとします。

3. 補償対象端末

本件プランに係る利用契約のお申込時（本件プラン以外のプラチナ光サービスの別のプランから本件プランへ変更の場合は、基本契約第17条に定める変更のお申込み時とします。以下、この点は同様とします）に当社所定の方法（当社が指定するホームページもしくはメールアドレスを通じてまたは当社所定の書式に必要事項を記載した書面を当社に提出することにより登録していただきます。また、その場合には、補償対象端末を特定するものとして、パーソナルコンピュータおよびSIM非搭載のタブレットの場合は製造番号またはシリアル番号を、スマートフォンおよびSIM搭載のタブレットの場合はシリアル番号またはIMEIを登録していただくこととなります）により登録した情報端末1台に限るものとします。ただし、利用者が当社との間で複数の本件プランに係る利用契約を締結し、その利用契約ごとに情報端末を1台ずつ登録することは妨げません。

ただし、利用者が、本件プランにより当社が提供する光回線サービスに接続する情報端末を、当社に一旦登録した情報端末から別の情報端末に変更しようとする場合には、当社所定の方法（この場合、上記に記載した補償対象端末の新規登録時と同様の情報を登録していただきます）により登録の変更申請を行い、当社がその変更を承認した場合には、補償対象端末を変更することができるものとします。

4. 安心端末補償サービスの終了・変更等

当社は、基本規約第2条、同第21条第3項または本規約第1条第5項により安心端末補償サービスを終了または変更する場合（なお、安心端末補償サービスを含む本件プラン全体が終了することにもなる場合を含みます）があり、この場合、基本規約または本規約の当該規定にしたがって終了または変更の効力を生じるものとし、ただし、その終了または変更前に発生した補償対象事故により利用者が損害を被っている場合には、補償対象事故の発生時に適用された本規約および基本規約は、その後も当該補償対象事故に係る補償手続に関する限りでその効力を維持するものとします。

また、基本規約第26条または本規約第11条第2項により安心端末補償サービスが廃止された場合（なお、安心端末補償サービスを含む本件プラン全体が廃止されることにともなる場合を含みます）、あるいは基本規約第25条もしくは同第29条または本規約第10条第1項により安心端末補償サービスの利用が一時的に中止された場合（なお、安心端末補償サービスを含む本件プラン全体の利用が一時的に中止されたことにともなる場合を含みます）であっても、その廃止または停止前に発生した補償対象事故により利用者が被った損害に係る補償手続に限り、補償対象事故の発生時に

適用された本規約および基本規約の内容がなお適用されるものとします。

5. 安心端末補償サービスの利用可能開始日

利用者は、本件プランに係る利用契約が成立した場合（本件プラン以外のプラチナ光サービスの別のプランから本件プランへの変更の場合は、基本規約第7条に基づき当社が当該プラン変更を承諾した場合）において、その後、利用者が本件プランに係る利用料金を最初に支払った月の翌々月の1日（以下、「利用可能開始日」といいます。ただし、利用可能開始日当日に発生した事故のうち、利用契約の成立時点より前に発生した事故は含みません）以降に発生した補償対象事故から、安心端末補償サービスを利用することが可能になるものとします。ただし、上記3. 記載の補償対象端末を変更した際には、利用者が補償対象端末に係る登録の変更を申請した日が属する月の翌々月の1日を、変更後の補償対象端末に係る利用開始可能日とし、変更後の補償対象端末に発生した偶発的な事故については、その日以降に発生した補償対象事故に限り、安心端末補償サービスを利用することが可能になるものとします。

本件プランに係る利用契約が成立している場合であっても、利用可能開始日より前に補償対象端末に発生した偶発的な事故については、利用者は、安心端末補償サービスを利用することはできないものとします。

6. 期間中の補償金額等

補償金額 ・補償対象端末が修理可能である場合には、その修理費用相当額。ただし、この場合、10万円を補償の上限金額とします。

・補償対象端末が修理不能である場合には、補償対象端末に代わる情報端末の取得費用相当額（情報端末本体の取得価額に限ります）。ただし、この場合、5万円を補償の上限金額とします。

補償上限回数 1年間（その起算日は利用開始可能日とします。その起算日後1年間が経過した場合には、その経過をもってこの補償上限回数がリセットされ、その応当日が次の1年の起算日となり、以後も同様とします）に1回を限度とします。ある補償対象事故により補償を受けた利用者は、当該補償対象事故から1年以内に発生した偶発的な事故については、このサービスによる補償を受けることはできません。

補償対象期間 利用可能開始日を始期として、本件プランに係る利用契約が継続している期間。ただし、安心端末補償サービスの利用を一時的に停止されまたは安心端末補償サービスの提供が一時的に中止されている場合には、その停止または中止期間は除きます。

補償請求期間 利用者は、補償対象事故、損害が発生した後、速やかに補償請求を

行わなければならないものとします。

対象となる利用 日本国内での利用に限ります。

7. 当社からの補償金額のお支払い

利用者が、補償対象端末に係る補償対象事故により損害を被ったとして、下記9. 記載のお手続にしたがって、当社に対して補償を請求された場合には、当社は、本規約（本別紙2を含みますが、これに限りません）に則って補償の可否についての審査を行います。その審査の結果、補償を行うことを決定した場合、当社は、上記6. 記載の補償金額および補償上限回数の範囲内で、補償対象端末に係る補償対象事故により利用者に生じた損害額を利用者にお支払いします。ただし、補償対象端末につき付されたメーカー保証もしくは販売店等の保証の利用が可能である場合、または当該損害を補償する内容の他の損害保険契約が締結されている場合（保険契約者が利用者自身であるか否かは問わないものとします）には、それらの保証または損害保険契約をこの安心端末補償サービスに優先して利用していただきます。

8. 補償の対象とならない主な損害

補償対象端末の事故があった場合であっても、以下のいずれかに該当する場合には、補償の対象とはなりません。

- ・地震、津波、噴火、風災、水災、雪災その他の自然災害に起因する損害
- ・火災、爆発、放射能汚染に起因する損害
- ・公的機関による差押え、没収等に起因する損害
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する損害
- ・利用者の故意または重大な過失による損害
- ・利用者と同一世帯に属する親族の故意または重大な過失による損害
- ・利用者以外に、事実上、対象端末を使用または管理する者がいる場合、その者の故意または重大な過失による損害
- ・利用者が法人である場合には、その役員または従業員もしくは利用者の指揮監督下で利用者の業務に従事する者（派遣社員を含みますが、これに限りません。以下、同様とします）の故意もしくは重大な過失による損害
- ・利用者、利用者が個人である場合の同一世帯に属する親族、または利用者が法人である場合の役員、従業員もしくは利用者の指揮監督下で利用者の業務に従事する者以

外の者が補償対象端末を使用した場合に発生した損害

- ・補償対象端末内のデータまたはアプリケーション等の消失、毀損等による損害

- ・補償対象端末の盗難または紛失による損害

- ・下記9. 記載のお手続にしたがった請求を速やかに行わなかった場合（合理的な理

由なく、必要書類の提出を遅延した場合を含みますが、これに限りません）

- ・本件プランに係る利用契約の成立前またはその終了後（その終了事由の如何は問い

ません）に補償対象端末に生じた事故による損害

- ・本件プランに係る利用契約が存続している間であっても、利用開始可能日より前に

補償対象端末に生じた事故による損害

- ・本件プランに係る利用契約が存続している間かつ利用開始可能日より後であって

も、当該利用契約に係る利用者が安心端末補償サービスの利用資格を一時的に停止さ

れた期間に補償対象端末に生じた事故による損害

- ・本件プランに係る利用契約が存続している間かつ利用開始可能日より後であって

も、安心端末補償サービスの提供が一時的に中止された期間に補償対象端末に生じた

事故による損害

- ・安心端末補償サービスの提供が廃止された後（本件プランに係る利用契約が存続し

ているか否かは問いません)に補償対象端末に生じた事故による損害

- ・本件プランに係る利用契約ないし安心端末補償サービスの提供が終了または廃止されておらず、かつ利用者が安心端末補償サービスの利用資格を一時的に停止された期間または安心端末補償サービスの提供が一時的に中止された期間のいずれでもない期間に発生した、補償対象端末に生じた事故であっても、下記9. 記載の内容にしたがって利用者が必要な補償請求を開始するより前に、本件プランに係る利用契約の終了ないし安心端末補償サービスの提供の終了または廃止（それらにつき、事由の如何は問いません）、安心端末補償サービスの利用資格の一時的な停止、あるいは安心端末補償サービスの一時的な提供の中止のいずれかに該当することとなった場合。

ただし、この場合には、その後、本件プランに係る利用契約ないし安心端末補償サービスの提供が終了または廃止されることなく、安心端末補償サービスの利用資格の一時停止または安心端末補償サービスの提供の一時中止の状態が解かれたときは、その限りではないものとします。

9. 損害発生の際のお手続きについて（補償請求のお手続き）

- ・補償対象端末について補償対象事故、損害が発生した場合、速やかに当社が運営する「プラチナ光サポートセンター」（TEL 0120-877-572。平日 9:00～18:00）まで、お

電話にてご連絡ください。

・後日、当社から、補償請求書類を送付しますので、これに記入したうえ、下記の提出必要書類を添付のうえ、当社宛てにご返送ください。

記

【提出必要書類】

（補償対象端末が修理可能であり、その修理費用の補償を求める場合）

- ① 当該補償対象端末の写真（故障、破損等の状況が分かるもの）
- ② 当該補償端末に係るメーカーの故障診断書（当該補償対象端末に係る製造番号、シリアル番号またはIMEI（ただし、当該補償対象端末につき、利用者が当社に登録した事項と同一の事項であることが必要です。以下、この点は同様とします）が記載されているもの）
- ③ 修理費用に係る見積書および領収書（当該補償対象端末に係る製造番号、シリアル番号またはIMEIが記載されているもの）
- ④ その他、当社が求める書類

（補償対象端末が修理不能である場合）

- ① 当該補償対象端末の写真（故障、破損等の状況が分かるもの）。
- ② 当該補償対象端末に係る故障診断書（当該補償対象端末に係る製造番号、シリアル番号またはIMEIが記載されており、かつ修理不能である旨の記載があるもの）。
- ③ 補償対象端末に代わる端末を交換・新規購入した際の領収書
- ④ その他、当社が求める書類

・その後、上記7．記載のとおり、当社にて、ご請求いただいた補償支払いの可否を審査します。その審査の結果、補償対象端末につき補償対象期間内に補償対象事故が発生したこと、そのことにより利用者に損害が生じたこと、および上記8．記載の補償の対象とならない場合に該当しないことが確認できた場合、当社は、上記6．記載の補償金額および補償上限回数の範囲内で、補償対象端末に係る補償対象事故により利用者に生じた損害額を利用者にお支払いするものとします。

・上記お手続きの際には、利用者ご本人であることを書面や口頭でご申告いただきます。また、そのご申告と併せて、運転免許証、パスポートのコピー等の本人確認書類のご提出をお願いする場合があります。

・当社は、ご請求いただいた補償支払いの可否につき審査を行う際、上記の補償請求書類および提出必要書類を確認、精査するほか、以下の点に関する事実確認・事実調

査を自らまたは第三者に委託して行う場合があります。この場合、利用者は、当社から求めがあった場合には、その事実確認・事実調査に協力しなければならないものとします。

- ① 補償対象事故に該当する事実の有無
- ② 損害の額および補償対象事故との相当因果関係の有無
- ③ 補償対象事故の発生原因（利用者の関与の有無その他の事情）
- ④ 補償対象事故の発生後の利用者その他関係者の対応内容、対応状況

10. 代位

補償対象端末に係る補償対象事故により利用者に生じた損害が、第三者の行為に起因するものである場合において、当社が利用者に補償支払いを行った場合、当社は、当該利用者が当該第三者に対して有する一切の権利について、補償支払額を限度として代位取得するものとします。

この場合、当社が当該第三者に対して、当該代位取得した権利に基づき請求を行う場合において、当社が利用者に合理的に必要な協力を求めたときは、利用者は、その求めに応じて当社に協力していただくものとします。

1 1. 損害発生および損害拡大の防止義務

利用者は、補償対象端末に事故が生じた場合、これによる損害発生および損害拡大の防止に努めなければならないものとします。